

「滋賀県食育推進計画（第3次）（原案）」に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成29年12月20日（水）から平成30年1月19日（金）までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県食育推進計画（第3次）（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、県民および団体・市町から合計14件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	県民	団体等	市町
第1章 はじめに		1 件	
第2章 食をめぐる現状と課題	1 件		
第3章 計画のめざすもの			
第4章 施策の展開			
1. 子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進		1 件	2 件
2. 地域の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進	2 件		
3. 県民との協働による食育運動の展開			
第5章 食育の推進に向けて	1 件	6 件	
計	4 件	8 件	2 件

合計 14 件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第1章 はじめに			
1	1	計画期間が6年の理由	本計画は「健康いきいき21—健康しが推進プラン—」との整合を図りながら実施することとしており、計画期間も一致させています。
第2章 食をめぐる現状と課題			
2	2	SDGs との関わりについて記載しないのか	「誰一人取り残さない」という SDGs の視点も踏まえ、第3章では基本理念として「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」を掲げました。
第4章 施策の展開			
3	14	生活習慣病予防のための食育推進に関して、健康いきいき21計画とリンクする部分と考えるが、栄養マップだけの課題で、生活習慣病に関する具体的課題が見当たらない。	食育推進計画では「健康」を視点として子どもの頃から食に関心を持ち、正しい知識や食を選ぶ判断力を身につけられるよう「生活習慣病予防のための食育」を推進することとしているため、原案のとおりとします。
4	14	20歳代30歳代は「食育への関心も低い世代です」とありますが、男性は、食育への関心も低いが、女性の30歳代は他の年代より関心が低いとはP9のグラフからは見えない。女性については、関心があるにも関わらず、やせの人の割合が高いという、意識と行動の相違の部分も述べるとよいと思う。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ＜修正前＞ <u>20歳代、30歳代</u> の若い世代は、食に関する知識や意識・ ＜修正後＞ 若い世代は、食に関する知識や意識・
5	14	高齢者自らが伝えていくために、「高齢者による食育の推進」と表現されているのはわかりますが、他の表現との違和感があります。他は「〇〇のための」「〇〇における」となっているため、「次世代に伝えるための食育推進」などとしたほうが良いのではないかと。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ＜修正前＞ ②高齢者 <u>による</u> 食育の推進 ＜修正後＞ ②高齢者 <u>自らが伝える</u> 食育の推進

6	16	記載が製造、流通、消費に至る関係者だけの取組のように見えるので、教育関係者が給食の場面における食育の観点からできる取り組みを記載してはいかがでしょうか。	学校給食を活用した、食べ物と生産者への感謝の気持ちを育てる食育については、第4章1. 子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進(2)学校、保育所等における食育推進に記載しているため、原案のとおりとします。
7	16	環境に配慮した食生活の普及啓発がどのようなものかわかりにくいので、具体的に記載してはどうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 製造、流通、消費に至る関係者が連携を深めながら県民運動を展開し、環境に配慮した食生活の普及啓発を行います。 <修正後> 製造、流通、消費に至る食品関係事業者、各種団体、行政等が連携を深めながら県民運動を展開し、店頭でのチラシ配布、ポスター掲示、イベントの開催やホームページでの発信等を通じて環境に配慮した食生活の普及啓発を行います。
第5章 食育の推進に向けて			
8	20	子どもだけでなく、保護者を巻き込んだ活動（啓発、指導）が必要ではないか。	家庭や地域と連携しながら、食に関する指導を行うという記述の中で、「家庭」に、保護者を含んでいると考えますので、原案のとおりとします。
9	20	給食が生きた教材となるように地場産物や旬の食材を活用とあるが、学校給食でこのことが可能であるのか疑問である。	現状として、地場産物や旬の食材を活用した学校給食に取り組んでいることから、原案のとおりとします。

10	20	栄養教諭は学校、保育所、幼稚園、認定こども園では栄養士が中心となるため、栄養教諭・栄養士等と記載したほうがわかりやすいと思う。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> <u>栄養教諭等</u>が中核となって家庭や地域と・・・ <修正後> <u>栄養教諭・栄養士等</u>が中核となって家庭や地域と・・・
11	20	栄養教諭等が中核となって・・・とあるが、栄養教諭の配置が十分ではない状況から、どのような教員がその役割を担うのか、家庭科担当や養護教諭が担うのは無理があると思う。	栄養教諭が配置されていない学校においても学校の状況に応じて管理職のリーダーシップのもと学校教育全体で食育を推進する体制を整備することとなっています。(栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育：平成 29 年 3 月文部科学省) よって、原案のとおりとします。
12	20	子どもの発達段階に応じた体験活動で、調理をして食べる喜びも大切な経験と思うので、農林漁業体験や栽培活動に加え、調理体験も含めてはどうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 子どもの発達段階に応じて、<u>農業漁業体験や栽培活動等</u>様々な体験を通じて・・・ <修正後> 子どもの発達段階に応じて、<u>農業漁業体験や栽培活動、調理体験等</u>様々な体験を通じて・・・

13	21	専門職(管理栄養士等)および職能団体、関係団体(健康推進員等)の役割を書き込むべきではないか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 食育の取組は幅広い分野にわたるため、県民が主体的に食育を実践するためには、<u>医療および保健、教育、保育、農林漁業、食品関連事業者等の関係機関、健康や食事文化継承を推進する団体等食育ボランティアと地域住民が連携した食育の実践が求められます。</u> <修正後> 食育の取組は幅広い分野にわたるため、県民が主体的に食育を実践するためには、<u>医療および保健、教育、保育、農林漁業、食品関連事業者等の関係機関は、それぞれの専門的立場から県民の主体的な食育実践を支援することが求められます。また、健康や食事文化継承を推進する団体等食育ボランティアは、地域や他の実施主体と連携した食育の実践が求められます。</u>
14	21	他市の食育推進計画で、障害者理解を目的とした食育として、障害者施設で生産する食品の販売による障害者への理解促進が盛り込まれている。滋賀県においてもぜひ取り組んでいただきたい。	障害者理解を目的とした食育に関しては、いただいたご意見のような取組も重要と考えられますので、今後の取組の参考とさせていただきます。